

# 2011（平成23）年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

## 概況

公益社団法人日本複製権センター（以下、センターという）は、書籍、雑誌、新聞等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として、1991（平成3）年に社団法人日本複写権センターとして設立されて以来、著作者、出版者、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきた。

2011（平成23）年度は、センターの管理著作物であるが、受託範囲に属さない利用（クリッピング・サービス、鑑賞目的の複写等）についての周知が徹底されてきたこともあり、既契約者数は若干減少し、適正に権利処理を行なった上で著作物を複写利用するために新たにセンターと契約を締結する企業、団体、学校、公共機関等は若干の増加となった。

センターは、以下の重点事業を柱に各種事業を行った。

## <重点事業>

### 1. 公益法人制度改革への対応

公益社団法人への移行認定に必要な申請手続きを行った結果、内閣府公益認定等委員会から公益認定基準に適合する旨の答申が内閣総理大臣宛に出され、2012年4月1日付で社団法人日本複写権センターを解散し、新たに公益社団法人日本複製権センターとして発足することが決定した。

### 2. 基幹システムの構築とウェブサイトの機能拡大

公益社団法人として公正な会計システムを導入し、且つセンター管理事業の効率化を図るために基幹システムの再構築を行った。

また、公益社団法人移行に伴いホームページのリニューアルを行い、管理著作物検索システムの機能拡大を行った。

### 3. 電子出版等の新しい情報技術への対応のための調査・研究

新たなデジタル時代における著作権保護の動向調査・研究のため、CPRA（芸団協・実演家著作隣接権センター）主催のセミナーやLAIT（IT企業法務研究所）主催のクラウド環境における著作権に関するセミナーに参加し、著作権保護に関する最新情報技術動向の把握に努めた。

各事業の詳細については、以下のとおり。

## I 複写等の権利行使の委託を受けた著作物複写利用許諾契約の締結、使用料の徴収、分配に関する事業

### 1 委託管理著作物の拡充

2012年3月末日現在、センターは、「一般社団法人学術著作権協会」から809学協会（前年801学協会）、30大学・研究所、36企業（同30大学・研究所、36企業）の定期刊行物2,339タイトル（同2,317タイトル）と単行本1,798点（同1,796点）、「一般社

団法人出版者著作権管理機構」から 218 出版者（同 231 者）の定期刊行物 1,151 タイトル（同 1,220 タイトル）と単行本 83,430 点（同 81,916 点）、「新聞著作権協議会」から 67 社（同 68 社）の新聞 92 紙（同 93 紙）の管理委託を受けている。

また、「著作者団体連合」については、合計 13,904 名（前年 13,171 名）の著作者による全著作物の管理委託を受けており、団体ごとの内訳は、日本文藝家協会 3,671 名（同 3,078 名）、日本脚本家連盟 2,010 名（同 1,965 名）、日本美術著作権連合 2,327 名（同 2,359 名）、日本写真著作権協会 5,369 名（同 5,247 名）、日本シナリオ作家協会 527 名（同 522 名）となっている。

## 2 著作物複写利用許諾契約手続きの簡素化

著作物複写利用許諾契約手続きについては、毎年 7 月に契約者に対し覚書を送付し、必要事項の記入後事務局に返送することにより請求処理を行ってきたが、覚書は企業によっては契約書と同等扱いの書類となるため、決済処理の煩雑さから支払い手続きの遅延あるいは延滞の発生の原因となっていた。

このため、覚書に代えて手続きの簡単な年間使用料報告書を導入し、利用者の利便性の向上及び延滞防止を図ることとした。

## 3 複写利用許諾契約締結の促進

販売促進活動として未契約企業約 5,000 社に対し、DM を送付して契約締結促進を図った他、アンケートの回収により企業内での複写利用における実態の調査を行った。

2011 年度新規契約数は 42 件であったが、解約ほかによる減少が 75 件あり、合計契約件数は 2,494 件となった。

また、この中にはグループ企業が含まれており、包括許諾契約による利用者数は、合わせて 5,400 者となった。

## 4 複写使用料の徴収

2011 年度における複写使用料徴収額は 203,774,504 円で、当初予算 200,000,000 円に対して 101.9%、前年実績 199,829,308 円に対して 102.0%となった。

## 5 実態調査方法の改善

2011 年度は前回と同じく（株）日本能率協会総合研究所に実態調査を委託し、調査対象社を前回の 35 社から 102 社と大幅に増加し、より精度の高い実態調査を行った。

## 6 複写使用料の分配

2010 年度中に包括許諾契約者、公益財団法人大宅壮一文庫、独立行政法人科学技術振興機構、その他個別許諾契約者等から収受した複写使用料、総額 199,829,308 円から業務手数料を控除した 153,943,912 円の分配を 2011 年度末に行った。

各権利者団体への分配額の計算をするため、包括許諾分は 2011 年度に行った実態調査データ、大宅壮一文庫は 2010 年度実態調査データ、その他は 2011 年度入金対象期間の実績データを基礎資料として使用した。

各複写権委託団体への分配額は以下のとおりである。

著作者団体連合	
日本文藝家協会	4,084,557 円
日本脚本家連盟	1,097,034 円
日本シナリオ作家協会	554,294 円
日本美術著作権連合	10,005,135 円
日本写真著作権協会	14,978,964 円
学術著作権協会	56,350,737 円
出版者著作権管理機構	28,474,346 円
新聞著作権協議会	38,394,923 円

- 7 使用料規程の見直し  
 現行使用料規程の見直しについて検討を行った。

## II 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

### 1 利用者への思想普及・啓発活動

#### (1) センターの自主事業

##### ①DM の発送

著作物の複写利用に伴う問題について一般への周知を図り、権利処理手続きが必要であることの理解を得るため、未契約企業約 5,000 社に DM を発送し、パンフレット、事業概要、センターニュース NO19 を同封して広報宣伝活動を行った。

##### ②ホームページの活用

著作物検索システムの機能拡張を図り、利用者にとってより充実した検索機能が利用できるシステムの開発を行い、センター管理著作物の確認が容易に行えるようにした。

##### ③印刷物等の作成・配布等

著作物の複写利用とセンターの事業について一般利用者への周知を図り、著作物複写利用許諾契約の締結を促進するため、「日本複写権センターニュース No. 19」（発行日：2011（平成 23）年 7 月 1 日）を 6,000 部作成・配布した。

##### ④その他－横浜国立大学への講師派遣

同大学教育人間科学部の全学年を対象として、私的録画補償金管理協会の寄付講座として行われている「教育とメディア I」において、6 月 27 日、約 120 名の学生に対して「複写権の集中管理について」の講義を行い、将来教育関係に携わる学生の著作権に対する認知度の向上を図った。

#### (2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

文化庁著作権セミナーの協賛団体として、全国 10 ヶ所で開催された著作権セミナーのほか、「都道府県著作権事務担当者講習会」、「教職員著作権講習会」、「図書館等職員著作権実務講習会」等に関連資料を提供し、他の協賛団体と協調して普及啓発活動に参加した。

(3) 照会への対応

契約者、一般からの著作物の複写利用に関する電話や電子メールによる約 2,500 件の照会に対し、センターの役割、複写利用のための権利処理方法、センターとの著作物複写利用許諾契約締結の手続き、センターの管理範囲等についての説明や質問に対する回答を行ったほか、複写利用以外の著作権関連質問に対する対応も含め、著作権に関する周知・啓発を図った。

2 調査研究

2011 年度は著作権保護の動向調査・研究のため、CPRA（芸団協・実演家著作隣接権センター）主催のセミナーや LAIT（IT 企業法務研究所）主催のセミナーに参加し、著作権保護に関する最新動向の把握に努めた。

### III その他目的を達成するために必要な事業

1 複写権管理機構国際連合（IFRRO）との連携

IFRRO の正会員として年次報告書等の提出、会費の拠出を行い、10 月にリュブリャナ（スロベニア）で開催された IFRRO AGM（年次総会）2011 に参加した。

また、IFRRO からは東北大震災への支援金として 1,000 ユーロ（109,850 円）が寄付され、センターからの支援金 329,818 円と合わせて合計 439,668 円を PC 等 IT 機器関連製品の購入に充て、陸前高田市の子供図書館へ寄贈した。

2 図書館における著作物利用に関する協議会への参加

権利者 6 団体と図書館 5 団体双方の関係者によって、著作権法第 31 条で認められている図書館における著作物の複写利用に係る事項について協議が継続されているが、センターは、オブザーバーの立場で、2 回の協議会に参加した。

以上